

職員の交通事故に係る和解について

1 事故の概要

(1) 発生年月日

令和3年3月10日（水）午後4時頃

(2) 発生場所

仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 仙台合同庁舎地下駐車場内

(3) 事故の概要

仙台教育事務所職員が、上記事故発生場所において公用車を運転し、当該公用車の駐車指定場所に後進して駐車する際、指定場所の左側に駐車されていた相手方車両に接触し、相手方車両の前面バンパーを損傷させたもの。

2 和解内容等（専決処分内容）

(1) 和解の相手方

イ 住所	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17
ロ 氏名	一般財団法人 宮城県下水道公社

(2) 和解の内容

イ 内容	示談
ロ 示談年月日	令和3年4月30日
ハ 損害賠償額	37,149円
ニ 和解の内容	県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

3 知事専決処分年月日

令和3年4月5日